

東みよし町監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年3月1日

東みよし町監査委員

川原 和行

東みよし町監査委員

安藤 孝明

令和5年度定期監査結果報告書

第1. 監査の概要

1. 監査の基準

東みよし町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠

2. 監査の実施期日

令和5年11月6日・11月8日

及び 令和6年2月8日・2月9日

3. 監査の対象

(1) 対象事項

各施設の管理状況、令和4年度及び
令和5年度上半期における事務の執行全般

(2) 監査の実施日及び実施場所

別表のとおり

4. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政に関する事務の執行が法令を遵守し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、行政運営全般に関する監査の視点を加味した。

5. 監査の実施内容

諸帳簿等関係書類を審査確認するとともに、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属課長等の説明を受け、質疑応答を実施する形で監査を執行した。

第2. 監査の結果

1. 監査の結果

各監査対象の事務事業は、審査した限りにおいて、法令に適合し、正確に執行され、最小の経費で最大の効果を挙げる努力が見られ、組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

また、口頭による改善の検討を指示した軽微な事項については、改善処置を講じられるよう要望する。

2. 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づく、事務の執行、事業の管理状況等、組織及び運営の合理化に資する意見は以下のとおりである。

監査の結果でも述べた通り、各課における財務事務及び事業の管理は、社会情勢の変化等に伴う対応も含め、それぞれ関係する法令、条令、規則等に定めるところにより執行されており、概ね健全で適正なものと認められた。

ただし、一部の事務について検討又は改善を要する事項が確認されたので、次に記述する所見を踏まえ、一層適正な事務の執行に努められたい。なお、軽易な事項についての記述は省略したが、監査の過程において所属長に指摘したので、各所属で情報共有し、事務の適正化に努めていただきたい。

(1) 過去監査における個別の指摘事項について

過去監査における個別の指摘事項については、その是正に取り組んでおり、概ね改善されていることが認められたが、指摘事項については各所属で情報共有し、引き続き事務の適正化に努めていただきたい。

なお、産業課における鳥獣害防止総合対策事業に係る補助事業に関する指摘及び危機管理課における消防分団運営交付金の管理に関する指摘について、その是正に向けた取組が未着手であった。次回定期監査までに是正取組が未着手の場合は勧告の対象となるので、早急にその是正に向けた取組に努めていただきたい。

(2) 学校現場における預り金の管理について

学校現場における預り金について聴取した結果、教員等による預り現金等はないものの、事務員による給食費やPTA会費などの「一時預り口座」を介した事務処理において、非効率かつリスクを伴う現金の取扱いが認められた。

資金移動等においては金融機関のシステムを利用する等、事務員といえども直接現金の取扱いは極力回避するよう、事務処理の改善に努めていただきたい。

(3) 滞納繰越金の取扱いについて

滞納繰越金は、積極的な滞納整理機構への移管処理や分納計画による徴収等により、収入未済額の縮減に一定の成果を挙げていることを認めるが、今後とも公平性及び財源確保のため継続的かつ効果的な滞納整理により、収入未済額の縮減に努めていただきたい。

(4) 公共施設の指定管理について

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間活力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、地方公共団体が法人その他の団体に管理運営を行わせるものであるが、次の施設においては、指定管理範囲が不明確で効率的かつ効果的な管理運営の妨げとなっており、改善に努めていただきたい。

- ① 吉野川ハイウェイオアシス施設の指定管理方針について聴取した結果、現指定管理者である「吉野川オアシス（株）」は、同施設の管理を効果的・効率的に実施するため公共性と企業性を併せ持つ第三セクター方式により設立し、同施設運営のノウハウを蓄積した法人であることから、今後も同社を指定管理者として特例的に選定していく方針であることを確認したが、現状、その指定管理範囲において、ふれあい館2階が除外されており、また農産物直売所もふれあい館外テナント営業にて、管理運営が極めて非効率な状況にある。利用者へのサービス向上のためにも、従来から課題となっている産直営業をふれあい館内の物産販売との早急な一体営業化含め、指定管理範囲をハイウェイオアシス施設全体とするなどにより、指定管理料含め効果的・効率的な財政運営に努めてもらいたい。

- ② 美濃田の淵公園周辺施設の指定管理者は「合同会社ななな」であるが、現状、その指定管理範囲は宿泊施設（バンガロー・ログハウス・共同炊事場・テニスコート）のみで、周辺のキャンプ場は含まれていないことから運営管理が非効率となっており、キャンプ場も指定管理範囲に含めるなどにより、清掃管理委託料含め効率的・効果的な財政運営に努めてもらいたい。

(5) 監査の受験について

本定期監査の執行に当たり、事前に提出された監査資料の内容に関する質問や指摘により、計数相違や不備が判明しての資料の差し替えが散見された。

また、事前の監査意見（指摘・提言）に対しては、文書による回答（見解・弁明）を要請したにも関わらず、文書の呈示がなく適切な回答ができない場合もあった。

監査をより実効性のあるものとするため、職員においては地方自治法に規定する監査の趣旨を理解いただくとともに、監査の役割を認識いただき、相応の準備と責任感を持って受検いただくことを切望する。

別表

(監査の実施日及び実施場所)

監査期日	監査対象		実施場所
令和5年11月6日	三好庁舎災害備蓄倉庫	危機管理課	三好庁舎
	男山ヘリポート		男山ヘリポート
	岸上ヘリポート		岸上ヘリポート
	石木集会所(防災灯)		石木集会所
	旧交館	生涯学習課	旧東山小学校
	東山公民館		東山公民館
	増川公民館		増川公民館
	中央公民館		中央公民館
	小川谷運動公園		小川谷運動公園
	増川笑楽耕	産業課	旧増川小学校
	健康ふれあい館	福祉課	健康ふれあい館
	児童公園・老人憩の家		児童公園・老人憩の家
	昼間児童クラブ		昼間児童クラブ
	東部福祉センター		東部福祉センター
	さざんか荘		さざんか荘
	ふれあい公園		ふれあい公園
	旧みよし保育所	総務課	旧みよし保育所
	昼間小学校	学校教育課	昼間小学校
令和5年11月8日	町民柔剣道場	生涯学習課	町民柔剣道場
	ふれアリーナみよし		ふれアリーナみよし
	足代公民館		足代公民館
	東原遺跡		東原遺跡
	三好総合運動公園		三好総合運動公園
	三好中学校	学校教育課	三好中学校
	足代小学校		足代小学校
	災害備蓄倉庫(旧三好給食センター)	危機管理課	旧三好給食センター
	災害備蓄倉庫(足代小体育館)		足代小体育館
	法市ヘリポート		法市ヘリポート
	土井集会所	総務課	旧みよし消防署
	足代児童クラブ	福祉課	足代児童クラブ
	吉野川ハイウェイオアシス	産業課	吉野川ハイウェイオアシス
	美濃田の淵キャンプ場		美濃田の淵キャンプ場
	中央生活改善センター		中央生活改善センター
	三好浄化センター	環境課	三好浄化センター
	第2浄水場(吉野川)		第2浄水場(土井)
	第1浄水場(小川谷川)		第1浄水場(行常)

令和5年11月8日	行常団地	建設課	行常団地
	原団地		原団地
	山田団地		山田団地
	光北団地		光北団地
	土取団地		土取団地
	末広団地		末広団地
令和6年2月8日	学校教育課		中央公民館2階会議室
	生涯学習課		
	環境課		三好庁舎(相談室)
	建設課		
	産業課		
	総合窓口課		
	三好庁舎施設管理状況		三好庁舎
	会計課		三加茂庁舎(委員会室)
	議会事務局		
令和6年2月9日	税務課		三加茂庁舎(委員会室)
	危機管理課		
	住民課		
	企画課		
	健康づくり課		
	福祉課		
	総務課		
	三加茂庁舎施設管理状況		三加茂庁舎